

○内閣府令第十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）を実施するため、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め

、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(内部統制監査報告書の記載事項)  
 第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲

げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項

イ 当該意見に係る内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲

ロ 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

二 前号ロに掲げる意見の根拠

三 経営者及び監査役等(監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。第四項において同じ。)の責任

四 「略」

改正前

(内部統制監査報告書の記載事項)  
 第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各

号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 内部統制監査の対象

二 「号を加える。」  
 経営者の責任

三 「同上」

「号を削る。」

「五・六 略」

「項を削る。」

2|| 前項第一号口に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に

応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三 不適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が不適正である旨

3|| 第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査に当たつて、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

二 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号口に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外した不適切な事項及び当該事項が財務諸表監査に及ぼ

四|| 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

「五・六 同上」

2|| 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書の範囲について記載するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

す影響

ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が財務諸表監査に及ぼす影響

四 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響

4|| 第一項第三号に掲げる経営者及び監査役等の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 経営者には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること。

二 監査役等には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視し、かつ、検証する責任があること。

5|| 第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 「略」  
「号を削る。」

二 「略」  
「号を削る。」

「項を削る。」

3|| 第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。  
「号を加える。」

二 「同上」

4|| 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 「同上」  
二 内部統制監査に当たつて、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三 「同上」  
四 「同上」  
七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5|| 第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>7 6 「略」</p> <p>公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号口に掲げる意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号口に掲げる意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。</p>
	<p>7 6 「同上」</p> <p>公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外した不適切な事項及び当該除外事項が財務諸表監査に及ぼす影響又は実施できなかつた重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響</p> <p>三 不適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響</p>

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度及び連結会計年度(以下この条において「事業年度等」という。)に係る財務諸表、財務書類及び連結財務諸表(以下この条において「財務諸表等」という。)の内部統制監査(金融商品取引法第九十三の二第二項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等の内部統制監査については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改 正 後	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一〇九の三 略」</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。))又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。))について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。))をいう。以下この号において同じ。))の異動(財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でない者が財務書類監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でない者が内部統制監査公認会計士等でないこと若しくは内部統制監査公認会計士等でない者が内部統制監査公認会計士等でないこと若しくは内部統制監査公認会計士等でないことをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九の三 同上」</p> <p>九の四 「同上」</p>

第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号及び第二十一条第一項第一号において「内部統制府令」という。）第一条第二項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 内部統制府令第六条第二項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 内部統制府令第六条第七項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

〔4〕・〔6〕 略

〔十〕十九 略

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 「同上」

(i) 内部統制府令第六条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 内部統制府令第六条第六項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

〔4〕・〔6〕 同上

〔十〕十九 同上

<p>「3 ～ 11 略」</p>	<p>「3 ～ 11 同上」</p>
-------------------------------	--------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。